

令和 3 年 第 6 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 6 月 7 日 (月) 午前 9 時 00 分～10 時 07 分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員 (36 人)

1 番 木下善明委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	15 番 山下正行 委員	16 番 江口和広 委員
17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員	19 番 森 邦之 委員
20 番 有田勝也 委員	21 番 川崎敏樹 委員	22 番 中村康則 委員
23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員	25 番 岩石 学 委員
26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員	28 番 片渕秋正 委員
29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員
32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子 委員
35 番 一ノ瀬美佐子委員	36 番 津田裕之 委員	37 番 片渕久司 委員

4. 欠席委員 (1 人)

14 番 香月幸雄 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 (1) 農地法第 4 条の規定による許可申請について

(2) 農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について

(3) 令和 3 年白石町農用地利用集積計画 (6 号) の承認決定について

(4) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

(5) 下限面積の設定・公表について

(6) 農業委員会促進事務等活動計画について

報告事項

(1) 合意解約の報告

(2) 形状変更届出について

業務連絡事項

(1) 第 7 回農業委員会総会の日時及び場所

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原正好
課長補佐兼農地農政係長	西村博幸
農地農政係長	永石智子

農地農政係

川崎正己
香月麻里

7. その他出席職員

農業振興課	農政係長	石隈宏文
	農政係	淵上悦子

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和3年6月第6回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございました。

本日は、14番香月幸雄委員から欠席届が出ております。

ただ今の出席委員は37名中36名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、21番 川崎敏樹委員、22番 中村康則委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第91号 =

議長 1. 「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第91号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第91号。

申請農地は、大字福吉字本谷〇〇番、田58㎡、同じく〇〇番、畑127㎡、計185㎡です。

申請者は、白石町大字福吉〇〇番地（福吉北中）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第1種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 ○番の〇〇です。
地元農業委員として 5 月 31 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、宅地進入路、駐車場、庭、農業用倉庫の整備を目的とするものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 91 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 91 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 92 号 =

議長 続きまして、議案番号第 92 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 92 号。
申請農地は、大字福吉字二本黒木〇〇番、畑 193 m²です。
申請者は、白石町大字福吉〇〇番地 (大戸下) 〇〇氏です。
転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は第 3 種農地。
農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として5月27日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、宅地進入路、農業用倉庫、家庭菜園の整備を目的とするものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
なお、以前から一部既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第92号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第92号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第93号 ～ 議案番号第107号 =

議長 続きまして、2.「農業振興地域整備計画の27号振興計画及び農用地利用計画の変更について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農業振興課 農政係

おはようございます。農業振興課農政係の○○と申します。本日は、議題のほうにもございますとおり、農業振興地域整備計画の27号振興計画及び農用地利用計画の変更についてということでご審議していただきたく議案を提出させていただきます。

これにつきましては、いわゆる農振除外また、農振編入ということでございまして、関係機関であります農業委員会からの意見聴取を求めるとというのが法により定められているところでございます。

ご存じのとおり、白石町内すべてが、農業振興地域に位置づけられておりまして、ほとんどの農地につきましては、農用地となっています。

この農用地からの変更ということで今回議題を挙げさせておりますので、よろしくをお願いします。

議題の内容につきましては、担当から説明させていただきます。

農業振興課 農政係

おはようございます。農業振興課農政係の〇〇と申します。農業振興地域整備計画の担当をしております。

早速ですが、今回の除外案件が 13 件、編入が 2 件となっております。

昨年 8 月総会時に説明しましたとおり、農用地区域（農振青地）は原則転用が禁止となっておりますが、農用地区域内でどうしても除外、転用が必要な場合も出てきます。

農地転用するための農用地区域（農振青地）からの除外は、農用地区域内の土地確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼさないようにする観点から、次の 5 要件をすべて満たす場合に限り除外可能となっております。

5 要件としては、

1. 農地転用が必要かつ規模が適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であること。
2. 農用地区域内の農用地の集団化や農作業の効率化等、農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
3. 認定農業者等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
4. 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
5. 農業生産基盤整備事業（農業用排水施設の新設・変更、区画整理、農用地造成、埋め立て等）の工事完了後 8 年を経過していることとなっております。

議案の内容としては、議案番号 93 号、94 号は白石・北有明・福富地区共乾再編のため、議案番号 95、99、100、103、105 号は宅地進入路や駐車場、そして宅地、一般倉庫の一部として利用していたため、議案番号 96、97、101、102 号は農家住宅、農家分家住宅、駐車場などとして利用するため、議案番号 98 号は JA 白石地区の駐車場のため、議案番号 104 号はロール藁置場、駐車場として利用するためとなっております。

以上の観点から考慮しまして、議案番号 93 号から議案番号 105 号までの農振除外 13 件は承認が相当と判断いたします。また、議案番号 106 号から 107 号までの編入 2 件は白石町の農業振興計画上必要と考えられる農地であるため、承認が相当と判断いたします。詳細は別紙位置図詳細 5 ページから 34 ページをご覧ください。

ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。まず、除外の議案番号第 93 号から 96 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。
農業振興課の〇〇さん、農地法の第 3 条は、どう謳ってあるか言ってください。

農業振興課 農政係

農地法第 3 条については、農地のままの権利移動、所有権移転、貸借等をする場合の農地法上の許可条項です。

○番 農地法第 3 条の条文を言ってみてください。

農業振興課 農政係

農地法第 3 条の条文読み上げ

○番 わかっていたらいいです。

議長 ほかにないですか。

○番 ○番の〇〇です。

93 号、94 号の白石・北明・福富を含め、共乾施設の取得の関係で、田の申請があがっていると思いますが、売買契約は済んでいるということですか。

農業振興課 農政係

今回の議案につきましては、農地を農地以外にする転用の前に、農振除外が必要だということで、権利移動のことについては、農地転用の段階であがってくるかと思っています。現在、農振除外をするにあたって地権者に交渉はされていると聞いております。

○番 ○番〇〇です。

直接、農振に関係ないかもしれませんが、共乾の設置の適正な規模の基準は、ありますか。要するに、共乾施設だから、農振から除外する面積としては、妥当かどうかという基準はありますか。

農業振興課 農政係

93 号、94 号の議案についての質問だったと思いますが、ここに限らず、農振除外、農地転用については、必要面積の除外、転用になると思います。

今回、93 号、94 号につきましても、詳しくは説明しておりませんが、北明地区、白石地区、福富地区の現在ある共乾の再編ということで、今後、利用される方々の計画面積、処理量から算出しました施設の面積、駐車場等の必要面積を算出した上で、農振除外希望者から、この分の申請があがっているということで、規模に応じた面積だということで、判断しています。

議長 ほかにないですか。

○番 ○番の〇〇です。

共乾を作るのに、隣接地の許可はどうか。北明の共乾で、隣の人に迷惑をかけたか、色々ありましたが、大きな建物ができるのでそのあたりは、どうでしょうか。

農業振興課 農政係

93号、94号の件だと思います。確かに、今回大きな施設ということで、農振の法律上、隣接地の同意というのが、必要になってきておりますので、今回の場合、93・94の隣地の圃場の方の同意書、今回は、建物も大きくなるということで、任意ではありますが、道路、水路を挟んだ周辺農地についても、説明をされながら同意を取っていただいています。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。除外の議案番号第93号から第96号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、除外の議案番号第93号から96号は当委員会承認することに決定いたします。

議長 次に、除外の議案番号第97号については、議事参与の制限がございます。○番〇〇委員については、退室をお願いします。

(○番〇〇委員退室)

議長 議案番号第97号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。除外の議案番号第97号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、除外の議案番号第 97 号は当委員会で承認することに決定いたします。

議長 ○番、○○委員の入室を認めます。

(○番○○委員入室)

議長 次に、除外の議案番号第 98 号から 105 号までと、編入の議案番号第 106 号から 107 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。除外の議案番号第 98 号から第 105 号まで、編入の議案番号第 106 号から第 107 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、除外の議案番号第 98 号から 105 号まで、編入の議案番号第 106 号から 107 号は当委員会で承認することに決定いたします。

＝議案番号第 108 号＝

議長 続きまして、3. 議案番号第 108 号「令和 3 年白石町農用地利用集積計画（6 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第108号の、令和3年白石町農用地利用集積計画（6号）の承認決定についてご説明いたします。

はじめに「所有権移転関係」でございます。今回は1件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

つづきまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから6ページに46件、7ページから17ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が122件、合わせて169件の計画が提出されています。賃借権設定が159件となっています。

そのうち新規が85件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが31件で、再設定は83件でした。

今回の利用権の総面積は853,581.72㎡です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが42件、農業法人によるもの4件、農地中間管理機構によるものが122件となっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は42件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして 169件とも承認が相当と判断いたします。

この中で、整理番号122号につきまして、農地中間管理機構がトレーニングファームで耕作をしている方への農地の取得のため、一時的に保管をしておくという事業であります。最終的には、トレーニングファームをされている方が借受をされるという形になりますが、今のところ借受者として、佐賀県農業公社が一時的に保有をしている特例の申請になります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
まず、所有権移転について審議します。
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第108号(所有権移転)について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第108号(所有権移転)については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 つづいて、利用権設定について審議します。
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第108号(利用権設定)について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第108号(利用権設定)については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝ 議案番号第109号 ～ 議案番号第119号 ＝

議長 続きまして4.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

まず、農地の売渡し希望、議案番号第109号から議案番号第118号、農地の借受希望、議案番号第119号を続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。まず、農地の売渡し希望でございます。議案番号第 109 号。
申出農地は、大字福田字秀杉〇〇番、田 1,955 m²、同じく〇〇番、田 1,180 m²、
同じく〇〇番、田 3,155 m²、計 6,290 m²でございます。
あっせん申出者は、白石町大字福田〇〇番地（秀新村）〇〇氏です。
申請理由は、高齢のための農地処分でございます。
議案の位置図は、35 ページをご覧ください。

議案番号第 110 号。
申出農地は、大字遠江字新観音〇〇番、田 1,995 m²、同じく〇〇番、田 1,501 m²、
同じく〇〇番、田 2,122 m²、同じく〇〇番、田 4,111 m²、計 9,729 m²でございます。
あっせん申出者は、白石町大字遠江〇〇番地（新観音）〇〇氏です。
申請理由は、労働力不足のため農地の処分でございます。
議案の位置図は、36 ページをご覧ください。

議案番号第 111 号。
申出農地は、大字横手字一本杉籠〇〇番、田 2,689 m²でございます。
あっせん申出者は、白石町大字横手〇〇番地（只江）〇〇氏です。
申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。
議案の位置図は、37 ページをご覧ください。

議案番号第 112 号。
申出農地は、大字横手字正三搦〇〇番、田 2,002 m²、同じく〇〇番、田 1,986 m²、
計 3,988 m²でございます。
あっせん申出者は、白石町大字横手〇〇番地（只江）〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。
議案の位置図は、38 ページをご覧ください。

議案番号第 113 号。
申出農地は、大字八平字八平〇〇番、畑 3,061 m²でございます。
あっせん申出者は、白石町大字八平〇〇番地（南区）〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。
議案の位置図は、39 ページをご覧ください。

議案番号第 114 号。
申出農地は、大字福富下分字興福五区〇〇番、田 1,991 m²、同じく〇〇番、田 1,838
m²、計 3,829 m²でございます。
あっせん申出者は、白石町大字福富下分〇〇番地（東六府方区）〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。
議案の位置図は、40 ページをご覧ください。

議案番号第 115 号。

申出農地は、大字牛屋字勝左エ門搦〇〇番、田 1,011 m²、同じく〇〇番、田 5,359 m²、同じく〇〇番、田 2,510 m²、計 8,880 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字牛屋〇〇番地（沖清）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、41 ページをご覧ください。

議案番号第 116 号。

申出農地は、大字新開〇〇番、畑 1,690 m²、同じく〇〇番、畑 3,418 m²、同じく〇〇番、畑 3,423 m²、計 8,531 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字戸ケ里〇〇番地（戸ケ里）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、42 ページから 43 ページをご覧ください。

議案番号第 117 号。

申出農地は、大字新明〇〇番、田 2,949 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字新明〇〇番地（新明 2A）〇〇氏です。

申請理由は、後継者の農地集約のための農地処分でございます。

議案の位置図は、44 ページをご覧ください。

議案番号第 118 号。

申出農地は、大字新明〇〇番、田 5,916 m²、同じく〇〇番、田 4,432 m²、同じく〇〇番、田 2,959 m²、計 13,307 m²でございます。

あっせん申出者は、北九州市八幡西区萩原〇丁目〇番〇号（福岡県）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、45 ページから 46 ページをご覧ください。

議案番号第 119 号。農地の借り受け希望でございます。

希望農地は、有明地域、希望面積は 5ha でございます。作付作目は、レンコンです。

あっせん申出者は、白石町大字坂田〇〇番地（古賀）〇〇氏です。

以上、議案第 109 号から議案第 119 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 109 号から議案番号第 119 号までご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 議案番号第 109 号から議案番号第 119 号まで、事務局の説明が終わりました。
あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。

議長 議案番号第 109 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 110 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 111 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 112 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 113 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 114 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 115 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 116 号。3 ついっしょにいいですか。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○員でお願ひします。

議長 議案番号第 117 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 118 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 119 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 109 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 110 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 111 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 112 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 113 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 114 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 115 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 116 号 3つ共、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 117 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 118 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 119 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

それでは、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に書いておりますけど、事務局担当者を確認します。

議案番号第 109 号は○○、議案番号第 110 号は○○、議案番号第 111 号と 112 号、113 号は○○、議案番号第 114 号は○○、議案番号第 115 号と 116 号は○○、議案番号第 117 号は○○、議案番号第 118 号は○○、議案番号第 119 号は○○としております。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

＝ 議案番号第 120 号 ＝

議長 続きまして、5. 議案番号第 120 号「下限面積の設定・公表について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 120 号「下限面積の設定・公表」について説明します。

平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定されている下限面積については、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村区域内の全部又は一部において、これらの面積の範囲内で別段の面積を定めて、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになりました。

この面積を定めるためには、「農業委員会の適正な事務実施について」（平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号農林水産省経営局長通知）の規定により、農業委員会は毎年下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。このため、今年度の下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について議案書中段に記載しておりますとおり提案するものです。

【下限面積（別段面積）の設定】

設定地域	対象者	下限面積
町内全域	1 通常の農業者	5,000 m ² (50a)
	2 青年等就農計画の認定を受けている者 (白石町認定新規就農者)	1,000 m ² (10a)
	3 「白石町空き家・空き地バンク」に登録されている宅地に付随する農地を希望する者	1 m ² (0.01a)

内容については前年同様となっておりますが、理由について 2 枚目の資料により説明を行います。

農地法施行規則第 17 条に規定されている別段面積の基準では、農家全体数の概ね 40%を下回らないと定めてありますが、白石町においては、経営面積 50 a 未満の農家数割合は 29%となっており、基準を下回っております。しかしながら、白石町では「しろいし農業塾」や「トレーニングファーム」など、新規就農者の育成を推進しており、別添資料の下段に記載しておりますとおり、毎年一定数の新規就農者がおられます。このような実態を踏まえ、遊休農地対策や意欲的な地域担い手の育成を目指し、現段階での別段面積の設定は、前年同様の 20 a で行いたいと考えています。

また、「白石町空き家・空き地バンク」に登録されている宅地に付随する農地の取り扱いについては、狭小地や不整形地が多く、農地単独での利活用が困難であるため、耕作放棄地等の発生防止と定住促進に寄与することができるため、これも前年同様 1 m²から取得できるよう提案するものです。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ありませんか。

○番 ○番の〇〇です。

2 枚目の資料の中ほどに、遊休農地の面積が 0 となっておりますが、毎年、農業委員会では、パトロールをやって、遊休農地があり、確認、指導をやっているわけですが、ここでは、何かの報告ということで、0 になっているのでしょうか。

事務局 こちらに記載しております遊休農地につきましては、次の議案にもあがっていま

すけれども、一定の指導とかを行ったものとか、あきらかに農地として復旧が困難なものにつきましては、カウントをしない、統計上の数値で0と記載をさせていただいております。

今、お話がありましたとおり、例年の農地パトロールで実際にいま耕作がなされていなくて、農業委員さんからご指導いただいている面積につきましては、令和2年度で14町ほどあるということになっています。実際、いま作られていない農地につきましては、現地調査を行ったものが14町程度ありますけれども、報告としてあげるものにつきましては、色々な対策、改善策を講じたものについて、経過観察中ということも含めて、今のところ0で報告をあげる形になっておりますので、その旨でご理解いただければと思っています。

○番 わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第120号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第120号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第121号＝

議長 続きまして、6.「農業委員会促進事務等活動計画について」を議題とします。議案番号第121号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第121号「農業委員会促進事務等活動計画について」でございます。

これにつきましては、先月の総会で(案)のほうをお諮りさせていただいております。総会終了後、町のホームページに掲載をしまして、ご意見等の募集を1ヶ月間行わせていただいておりますが、今のところ、特別なご意見等は寄せられておりません。

1点、ホームページに公表する際に修正をさせていただいております。1ページ目の一番下の農業委員会の現在の体制ということで、前回お示した分につきましては、その他の項目がなく、農業委員の実数と数字が合わないと分かりづらいのではないかとのご指摘を受けましたので、その他の項目を設けさせていただきました。

あと、重複委員もいらっしゃるのですが、実数とトータルが 1 名違うかたちにはなっていますが、その分を修正して掲載をさせていただいています。

本日、農業委員さんの審議を経たのちに、再度、確定ということで、国・県への報告とホームページでの公表というかたちになっております。

先ほど、○番委員からご質問がありました遊休農地が 0 ですよということの記載をしているものが、こちらの統計の集計上の面積から持ってきているもので、3 ページの一番上のほうに 0 となっています。実情と異なる部分もあろうかと思いますが、統計上ということでご理解いただければと思います。

ご審議方よろしくお祈いします。

議長 説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 121 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 121 号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届け出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

- 1 第 7 回農業委員会総会の日時及び場所
- 2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 07 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員